

## 東海市企業立地交付金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市企業立地交付金条例（平成27年東海市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(次世代産業分野)

第2条 条例第2条第6号に規定する規則で定める分野は、次のとおりとする。

- (1) 次世代自動車関連分野
- (2) 航空宇宙関連分野
- (3) 環境・新エネルギー関連分野
- (4) ロボット関連分野
- (5) 健康長寿関連分野

(認定申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による認定を受けようとする企業は、認定申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、同項に該当することとなった日以後、新設又は再投資をした工場等の土地及び家屋並びに償却資産に最初に固定資産税及び都市計画税を課することとなった年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企業の概要書
- (2) 法人登記事項証明書又は住民票抄本
- (3) 定款又は規約
- (4) 土地の登記事項証明書又は借用契約書の写し
- (5) 土地及び家屋の見取図、施設配置図並びに施設平面図
- (6) 固定資産税・都市計画税課税明細書及び償却資産申告書の写し
- (7) 土地又は家屋を借り受ける場合にあつては、固定資産公課証明書の写し
- (8) 市と締結した公害防止協定書の写し
- (9) 次世代産業分野工場等新設交付金又は次世代産業分野中小企業再投資交付金に係る申請の場合にあつては、次世代産業分野に属する事業の用に供される工場等であることを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付対象企業として認定し、認定通知書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、交付金の交付対象企業の認定に当たって必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付申請）

第4条 条例第5条の規定による交付金の交付を受けようとする認定企業（条例第8条に規定する承継があった場合は、当該承継をした者を含む。以下同じ。）は、交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 市税の完納証明書

(2) 交付年度の区分が翌年度及び翌々年度の交付金に係る申請の場合にあつては、次に掲げる書類

ア 固定資産税・都市計画税課税明細書及び償却資産申告書の写し

イ 土地又は家屋を借り受ける場合にあつては、固定資産公課証明書の写し

2 前項の規定による申請は、条例第6条に規定する交付金の交付期間内における各年度（以下「交付金の各交付年度」という。）の2月末日までに行わなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、提出期限を延長することができる。

3 市長は、第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第4）を認定企業に交付するものとする。

4 市長は、交付の決定に当たって必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付金の交付時期）

第5条 市長は、交付金の各交付年度の末日までに、当該年度分の交付金を交付するものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定により提出期限を延長した場合は、別に定める期日までに交付金を交付するものとする。

（届出）

第6条 認定企業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに届出書（様式

第5) に当該事項を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の操業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 合併、相続、譲渡等による承継があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(認定の取消通知)

第7条 市長は、条例第9条の規定により認定を取り消したときは、速やかに認定取消通知書(様式第6)を認定企業に交付するものとする。

(交付金の交付停止通知)

第8条 市長は、認定企業が条例第10条各号(同条第5号を除く。)の規定のいずれかに該当するときは、交付金の交付を停止し、速やかに交付停止通知書(様式第7)を認定企業に交付するものとする。

(交付金の返還命令等)

第9条 市長は、条例第10条の規定により交付金を返還させるときは、速やかに交付金の交付を受けた認定企業に対し、返還命令書(様式第8)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 条例第10条第6号の規定に該当することにより、前項の規定による返還命令を受けた認定企業は、当該返還命令に係る交付金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該交付金の額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。

(審査会の会長)

第10条 東海市次世代産業審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第11条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会においては、会長が議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第12条 審査会の庶務は、環境経済部商工労政課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市企業立地交付金条例施行規則第9条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた返還命令について適用し、同日前に受けた返還命令については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市企業立地交付金条例施行規則第9条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた返還命令について適用し、同日前に受けた返還命令については、なお従前の例による。



様式第2（第3条関係）

認定通知書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



年 月 日付で申請の交付金の交付対象企業の認定については、東海市企業立地交付金条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり認定します。

認定の年月日 及び番号	年 月 日 認定第 号		
交付金の種類			
認定に係る工場等及び償却資産の概要	工場等の名称		
	工場等の所在地		
	土地の敷地面積	m <sup>2</sup>	
	家屋の建築面積	m <sup>2</sup>	
	償却資産の名称及び数量		
新設又は再投資に係る固定資産税評価額	家 屋	償却資産	合 計
	円	円	円
交付金の 交付年度	初年度（ 年度） 翌年度（ 年度） 翌々年度（ 年度）		



様式第4（第4条関係）

交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



年 月 日付けで申請の交付金の交付については、東海市企業立地交付金条例第5条の規定に基づき、次のとおり交付します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号
交付金の種類	
交付年度	年度
交付年度の区分	初年度 ・ 翌年度 ・ 翌々年度
交付金の額	円
交付金の交付日	年 月 日

注 交付申請書の記載内容に変更があった場合は、直ちに報告してください。



様式第5（第6条関係）

届出書

年 月 日

（宛先）東海市長

（届出者）住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

㊟

電話番号

東海市企業立地交付金条例施行規則第6条各号の規定に該当することとなつたため、同条の規定に基づき、次のとおり届出します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号		
交付金の種類			
工場等の名称			
工場等の所在地			
届出事由	操業の廃止又は休止 ・ 承継 ・ その他（ ）		
操業の廃止又は休止をした場合	操業の廃止又は休止の種別及び年月日	廃止 休止	年 月 日
	操業の廃止又は休止の理由		
承継をした場合	承継の年月日	年 月 日	
	承継理由		
	承継者	住所 (所在地)	
氏名 (名称及び代表者の氏名)			
その他の場合	届出事由が発生した理由		

様式第6（第7条関係）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



東海市企業立地交付金条例第9条各号の規定に該当すると認めため、同条の規定に基づき、次のとおり認定を取り消します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号	
交付金の種類		
認定の取消しに係る工場等及び償却資産の概要	工場等の名称	
	工場等の所在地	
	土地の敷地面積	m <sup>2</sup>
	家屋の建築面積	m <sup>2</sup>
	償却資産の名称及び数量	
取消理由		

- 注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として（訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7（第8条関係）

交付停止通知書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



東海市企業立地交付金条例第10条各号の規定に該当すると認めため、東海市企業立地交付金条例施行規則第8条の規定に基づき、次のとおり交付金の交付を停止します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号	
交付金の種類		
交付金の交付の停止に係る工場等及び償却資産の概要	工場等の名称	
	工場等の所在地	
	土地の敷地面積	m <sup>2</sup>
	家屋の建築面積	m <sup>2</sup>
	償却資産の名称及び数量	
交付停止理由		

- 注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として（訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 (第 9 条関係)

返還命令書

第 年 月 日 号

様

東海市長



東海市企業立地交付金条例第 10 条各号の規定に該当すると認めため、東海市企業立地交付金条例施行規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付金の返還を命じます。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号	
交付金の種類		
交付金の返還に係る工場等及び償却資産の概要	工場等の名称	
	工場等の所在地	
	土地の敷地面積	m <sup>2</sup>
	家屋の建築面積	m <sup>2</sup>
	償却資産の名称及び数量	
返 還 額	円	
	(内訳)	
納 期 限	年 月 日	
返 還 理 由		

注 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東海市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に東海市を被告として（訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記注 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 東海市企業立地交付金条例第 10 条第 6 号の規定に該当することにより、交付金の返還命令を受けた場合は、東海市企業立地交付金条例施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、当該返還命令に係る交付金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該交付金の額に年 2.7 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を納付する必要があります。